



公告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により、長野県土地利用基本計画を次のとおり変更しました。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、長野県企画部企画課土地対策室及び地方事務所において一般の閲覧に供します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

土地利用基本計画図地域区分別面積

区分	変更前		変更後	
	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)	面積 (ha)	県土面積に 対する割合 (%)
都市地域	351,307	25.9	351,496	25.9

企画課土地対策室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーン・パワー・ライフ
- 3 代表者の氏名
佐々木 みち子
- 4 主たる事務所の所在地
木曾郡木曾町新開1783番地 木曾駒ミクロ
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く社会一般に対して、健康活動とリクレーション並びに地域社会に幅広く貢献する場を提供する事業を行い、地域貢献の推進に寄与する事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふるさと研究所
- 3 代表者の氏名
吉田 京子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市西尾張部1115番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、柳沢京子の作品を基として、地域の文化・芸術活動または環境保全活動を推進することにより、情操豊かな社会の建設に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野市環境緑化協力会
- 3 代表者の氏名
青木 和彦
- 4 主たる事務所の所在地
長野市真島町川合字稗島1456番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野市の都市環境における緑の創造とその維持管理を推進し、もって緑のまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人劇空間夢幻工房
- 3 代表者の氏名
青木 由里
- 4 主たる事務所の所在地

長野市青木島町大塚1055番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、総合芸術としての演劇創造活動を通して、地域文化・芸術の発展向上及び健全な青少年育成・社会教育の推進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

医薬品等新申請・審査システム用パーソナルコンピュータ1台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年11月1日から平成29年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県健康福祉部薬事管理課

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県健康福祉部薬事管理課

電話 026 (235) 7157

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年10月23日（火）午後4時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年10月16日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担により説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

薬事管理課

公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第15条の規定により 上伊那広域連合長 白鳥孝 から準備書及び要約書の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部守一

1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる

る事務所の所在地)

上伊那広域連合長 白鳥 孝
長野県伊那市荒井3500番地1

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設事業

(2) 種類

廃棄物処理施設の建設(ごみ焼却施設)

(3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力 134t/日

3 対象事業実施区域

伊那市富県天伯水源付近

4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

伊那市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県上伊那地方事務所環境課、伊那市役所市民生活部生活環境課、伊那市高遠町総合支所市民生活課、伊那市役所富県支所・美篤支所、上伊那広域連合総務課	平成24年10月4日(木)から平成24年11月5日(月)まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

(1) 意見書の提出期限

平成24年11月19日(月)まで

(2) 意見書の提出先

〒396-0025 長野県伊那市荒井3500番地1
上伊那広域連合環境衛生課

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称(「上伊那広域連合新ごみ中間処理施設建設事業に係る環境影響評価準備書」と記載するものとする。)

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。)

環境政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)パロー伊那境店
伊那市境8567 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パロー
岐阜県恵那市大井町180-1

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成24年5月21日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により伊那市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 閉店後、駐車場の出入口の締め切りが必要と考えます。締め切りを徹底してください。

理由: 駐車場が幹線道路に面していることから、深夜の騒音走行行為等に利用される可能性があるため。

イ 信号機付近の幹線道路からの進入における交通事故等の防止対策が必要です。具体策を示してください。

理由: 駐車場が幹線道路に面していることから、進入の際に交通事故等の恐れがあるため。

(2) 歩行者等の通行の利便の確保等

交通量の変化に伴う交差点、歩行者等の交通安全対策については、市関係部署と十分協議の上、整備してください。

理由: 駐車場が幹線道路に面していることから、歩行者等と自動車とが交差する機会が増えるため。

(3) 防災対策への協力

ア 霞堤の排水対策として、ナイスロードを横断する暗渠があるので、災害対策を万全に講じてください。

理由: 当該施設の敷地に面して暗渠が存在するため。

イ 災害時、伊那市からの要請により食料品や資器材等の調達についての協力を願いたい。

理由: 災害時の緊急対応に備えるため。

(4) 騒音等の発生に係る事項

ア 惣菜販売で食品調理や加工を行う場合、排気扇の設置場所の検討及び脱臭フィルター付加を検討する必要がありますので、対策を講じてください。

理由: 周辺住民への騒音・悪臭被害を防止するため。

イ 防犯協会が実施する防犯パトロール(店頭)等について協力を願います。

理由: 防犯活動推進のため。

ウ 青少年の健全育成を目的とした補導委員が、市内の店舗等を巡回しています。店内巡視に伺った際には協力願います。

理由: 青少年健全育成のため。

(5) 街並みづくり等への配慮等

ア 市内の良好な景観維持のため、ナイスロードと店舗駐車場の間に緑地帯を設置し、良好に管理願います。

理由: 街並みづくりとしてナイスロード沿いに緑地帯を設けてあるため。

イ 近隣において、青島区田園地帯景観形成住民協定が県に認定を受け、景観育成に対しての積極的な取り組みがされています。よって周辺景観との調和への配慮や、必要により住民協定者と協議することもあり得ますので、留意してください。

理由: 近隣地において青島区田園地帯景観形成住民協定が結ばれ、地域住民が景観形成に対して積極的な取り組み

をしているため。

ウ ナイスロード沿いは、両側50m以内を屋外広告物禁止地域に指定してあります。また、それより外側についても第一種中高層住居専用地域かつ屋外広告物禁止地域の指定となっていますので、遵守してください。

理由：街並みづくり計画に沿った店舗とするため。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県上伊那地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成24年10月4日から平成24年11月5日まで

経営支援課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部守一

登録年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成24年 8月15日	平成24年 8月15日 から 平成27年 8月14日	長野県 第891号	乾燥菌体肥料	KM-1	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり。	カンロ株式会社 長野県松本市大字笹賀 6002番4

農業技術課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成24年 9月21日	平成24年 11月15日 から 平成27年 11月14日	長野県 第888号	乾燥菌体肥料	GP-SA	窒素全量 4.0% りん酸全量1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり。	ゴールドバック株式会 社 東京都渋谷区桜丘町8- 9

農業技術課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部守一

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産者の氏名又は名称及び住所
平成24年 9月7日	長野県 第831号	生石灰	85粉碎生石灰	アルカリ分85.0%	諏訪石灰工業株式会社 長野県諏訪郡富士見町富士見248-347
平成24年 9月11日	長野県 第874号	生石灰	30苦土生石灰	アルカリ分100.0% く溶性苦土 30.0%	吉澤石灰工業株式会社 東京都中央区日本橋小舟町3番2号
平成24年 9月10日	長野県 第875号	生石灰	90生石灰	アルカリ分90.0%	ワクイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3丁目3番地18号
平成24年 9月10日	長野県 第876号	生石灰	95生石灰	アルカリ分95.0%	ワクイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3丁目3番地18号
平成24年 9月10日	長野県 第877号	生石灰	100顆粒苦土生石灰	アルカリ分100.0% く溶性苦土 30.0%	ワクイケミカル有限会社 埼玉県越谷市南越谷3丁目3番地18号
平成24年 9月20日	長野県 第881号	生石灰	顆粒生石灰	アルカリ分90%	有恒鋳業株式会社 埼玉県深谷市田中328番地
平成24年 9月20日	長野県 第882号	生石灰	顆粒30苦土生石灰	アルカリ分100.0% く溶性苦土 30.0%	有恒鋳業株式会社 埼玉県深谷市田中328番地

農業技術課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成24年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 処分をした年月日
平成24年10月4日
- 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
株式会社大原建設
松本市沢村一丁目14番30-604号
大原 辰雄
長野県知事（般-24）第18824号
- 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
(2) 期間
平成24年10月18日から平成24年10月24日までの7日間
- 処分の原因となった事実
株式会社大原建設及び同社元役員は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反したとして、平成24年4月13日に長野地方裁判所諏訪支部から、同社が罰金800万円、元役員が懲役2年6月（執行猶予4年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年10月4日

長野県長野西高等学校長 櫻井 達雄

- 入札に付する事項
(1) 借入をする物品等及び数量
モノクロ電子複写機 1台
(2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
(3) 借入期間
平成24年11月1日から平成29年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
(4) 借入場所
長野県長野西高等学校
(5) 入札方法
複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市箱清水3丁目8番5号
 長野県長野西高等学校
 電話 026(234)2261

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時 平成24年10月19日(金) 午後1時30分
 イ 場所 長野県長野西高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
 郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年10月15日(月)午後3時まで上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野西高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課